

特集論文

韓国の水利用負担金制度と流域管理 — 日本の森林・水源環境税と比較の視点から —

李 秀澈*

Water Use Charge System and Basin Management in Korea — Comparative Analysis with the Forest and Water Source Tax in Japan —

Soo-cheol LEE

Meijo University

Economic instruments based on the Beneficiary Pays Principle, with a close linkage with river basin management, have been introduced each in Korea and Japan over the past decade. In Japan, twenty nine examples of Forest and Head Water Conservation Taxes have been introduced since 2003, initiated by the implementation of Omnibus Decentralization Act in 2000. In Korea, the Water Use Charges were introduced for Han River Basin in 1999, after a major industrial chemical spill incident, and for three other big river basins in 2003. These rivers are the sources of water for most of the Korea's major population centers.

These economic instruments have been among the main policy measures for water environment preservation in each country since their introduction, and they have some accomplishments and challenges. Although these two systems were introduced based on the same principle that the one who is a beneficiary of certain policy should pay for the policy cost, they have different characteristics in other aspects.

Japan's Forest and Head Water Conservation Taxes have some merits. For one, it should be politically rather easy to introduce, because it is taxed widely but very thinly to the all residents concerned. They have some disadvantages; e.g., there is no incentive function to control the use of water by water users in the tax system. Korea's Water Use Charge System, on the other hand, was able to change its water preservation policy from the management based on jurisdictional units to that based on river basin management units. One of the drawbacks of this system is that it does not give so much incentive for the residents in the upper basin of the rivers to control the discharge of pollutants.

The two systems have the same challenge in establishing the basin governance to coordinate and manipulate various interest groups concerned.

Keywords: Water Preservation Policy, Forest and Head Water Conservation Tax, Water Use Charge, Beneficiary Pays Principle, River Basin Management

* 名城大学経済学部教授・滋賀大学環境総合研究センター客員教授

〒468-8502 名古屋市天白区塩釜口1-501 TEL: 052-832-1151 E-mail: slee@ccmfs.meijo-u.ac.jp

本稿は、科学研究費補助金（(特定領域) 課題名：持続可能な発展と重層的ガバナンス）環境政策のポリシーミックス研究会の成果の一部である。また同研究会の座長である京都大学の諸富徹准教授、京都産業大学の朴勝俊准教授、京都府立大学の川勝健志准教授、そして桃山学院大学の藤田香准教授には的確なアドバイスを数多く頂き、本稿の改善につながった。諸氏にこの場を借りて感謝の念を表したい。

目 次

1. はじめに
2. 両制度導入の背景
3. 賦課の目的と対象地域
4. 賦課料率と用途
5. 水系管理基金の管理機関
6. 両制度の特徴と今後の課題－むすびにかえて

1. はじめに

河川や湖沼の水質環境の保全・改善に取り組むには、概ねそれに相応する財源が必要となる。これまでに、多くの国で財源調達のための普遍的な原則として、環境の保全・改善に必要な費用を、水質汚染の原因者が負担すべきであるという汚染者負担原則と、一般国民（国の一般財政）が負担すべきだとする公共負担原則が採用されてきた。これに比べて対策の実施により水質環境改善の恩恵を受ける側がその費用の一部もしくは全部を負担する、という受益者負担原則（Beneficiary Pays Principle）が適用された例は、少なかったといえる。

その主な要因として、水系別に、たとえば上・下流の住民全体について、水質汚染者と水質汚染対策により便益を受ける受益者を特定することが難しく、また例えそれが特定できたとしても、利害対立が激しい場合には、この原則を実施する上での政治的負担が大きくなるためであろう。

しかしながら近年、日本と韓国では、水資源の保全や水環境の改善のために、受益者負担原則に則って関連財源の調達を図る制度が導入されている。日本の場合、2000年の地方分権一括法の施行以来、地方環境税の一環として導入されてきた、通称「森林・水源環境税」がそれに該当する。韓国の場合、1990年代に入って、大都市住民の取水源とする河川での水質汚染事故が相次いだことを契機に導入された「水利用負担金」がこれに該当する。

たとえば韓国の漢江水系は、1日3,500万トンの上水を約2,500万人の首都圏住民に供給しているが、この水系の水質保全のための財源調達を目的に、1999年に首都圏住民の水使用量に応じて賦課される水利用負担金制度が導入された。2002年にこの制度は、洛東江、榮山江、そして

錦江など韓国で大都市圏の取水源となるいわゆる4大江の水系すべてに拡大された。この制度の導入により、韓国では、従来の行政区域単位の水質保全対策から、水質保全と水利用に関わる主体が行政区域をまたいで参加する、流域管理中心の対策への転換が行われたのである。

両国の制度の導入根拠は、水資源保全の恩恵を受ける地域住民などにその対策費用を負担させるという受益者負担原則に則っているが、制度の運用方式はそれぞれ異なった特徴を持っている。また両制度とも、施行以来、一定の成果とともに課題も抱えている。本稿ではこれら両制度を比較考察することにより、今後の制度の進化のための示唆を見出したい。両制度に関する比較分析は、経済の成長期にあり、水不足と水質悪化に取り組むための財源調達に困難をかかえている、他のアジア諸国の水保全対策にも示唆するところが大きいと思われる。

2. 両制度導入の背景

2.1 水利用負担金

韓国では1990年代以降、地方自治制度の実施に伴い、土地利用規制の緩和と地域開発ブームにより上水源の水質が悪化し、その改善に取り組むための財源の必要性が高まった。さらに、釜山市と大邱市など韓国第2と第3の都市の上水源（取水源）となる洛東江で、1990年6月のTHM（トリハロメタン）事件、1991年3月のフェノール汚染事件などが相次いで発生し、河川水質の保全管理は国民の大きな関心事となった¹。

これを受けて、1991年12月14日には「水道法」が全文改正され、上水源保護区域の指定・管理業務が建設部から環境部へ移管された²。1992年12月15日には上水源保護区域の指定・管理を目的とする上水源管理規則が総理令で制定された。これに答え、上水源保護や下水処理終末処理などの水理関連行政業務が建設部から環境部へ移管され、また1994年には建設部の上下水道局と保健部の飲料水管理行政業務も環境部へ移管されるなど、水環境保全関連行政の環境部への一元化が急速に進められた。そしてこれまでに環境部の出先機関であった6つの地方環境庁が、ハンガン漢江、ナクトンガン洛東江、ヨンサンガン榮山江、クムガン錦江³などいわゆる4大江の水系（図1参照）を管理する4つの流域環境庁および3つの地方環境庁へ再編され、水環境保全行政は従来の行政

¹ 洛東江フェノール汚染などの水質汚染事故について詳しくは、服部（1993）を参照。

² 中央行政の名称について、韓国の「部」は、日本の「省」に該当する。

³ 榮山江は蟾津江とも同一水系となっているが、本稿では便宜上榮山江を代表水系として取り上げる。

区域単位から流域単位に再編されることになった。

1996年には上水源管理のための財源調達などを目的とする「上水道水質改善特別措置法」が国会に提出されたが、水系別の上下流住民間および地方自治体間の利害対立が激しくなり結局廃案となった。しかし、上水源の保護のための財源確保の必要性はさらに高くなり、1998年11月に「漢江水系上水源水質管理特別総合対策」が発表された。これを契機に、漢江水系上水源保護関連の立法のため、地域住民、市民団体、専門家、地方自治体などを集めて数多くの討論会、公聴会が開催された⁴。その結果、1999年8月には漢江水系の上水源保護に関する「漢江水系水質改善および住民支援法」（以下「漢江水系水質改善法」と略す）が制定され、さらに2002年7月には洛東江、錦江、榮山江の3つの水系の上水源保護にかかわる個別の「水系上水源

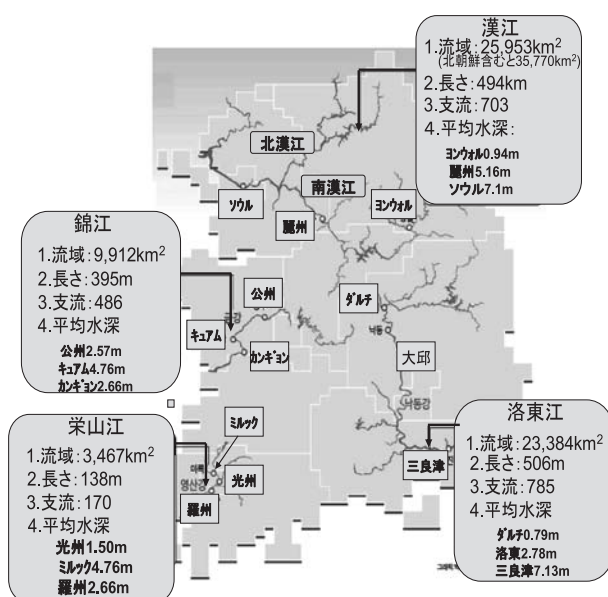
水質改善および住民支援法」（以下、各「水系水質改善法」と略す）が成立された。

これら4つの水系水質改善法の制定を契機として、水利用負担金の賦課が可能となり、それぞれの水系において水利用負担金制度が導入された(表1)。この負担金の特徴は、受益者負担の原則に基づき、水系を上水源とする住民に賦課されていることである。この水利用負担金からの収入は、第4節で詳しく考察するように4大江水系上流地域の下水処理施設の設置費および運営費、上水源保護区域内の住民支援および環境ビジネス育成などに充てられている。また、上水源保護地域の住民の土地利用や建築制限などの財産権制約に対する経済的補償、上水源の水質に影響を与える土地買収などの水質改善とは直接関係のない項目に対しても、多くの財源が支出されている。

表1 水利用負担金の導入状況

| | 導入年度 | 負担金管理・賦課機関 | | 導入目的 | 賦課対象 | 根拠法 |
|-------|------|------------|-------|-------------------------------|----------------------|----------------------|
| | | 管理機構 | 賦課機関 | | | |
| 漢江水系 | 1999 | 漢江水系管理委員会 | 地方自治体 | 漢江水系上水源の適正な管理と住民支援財源調達による水質改善 | 漢江水系上水源の水を使用する最終需要者 | 漢江水系上水源水質改善および住民支援法 |
| 洛東江水系 | 2002 | 洛東江水系管理委員会 | 地方自治体 | 上記に類似 | 洛東江水系上水源の水を使用する最終需要者 | 洛東江水系上水源水質改善および住民支援法 |
| 榮山江水系 | 2002 | 榮山江水系管理委員会 | 地方自治体 | 上記に類似 | 榮山江水系上水源の水を使用する最終需要者 | 榮山江水系上水源水質改善および住民支援法 |
| 錦江水系 | 2002 | 錦江水系管理委員会 | 地方自治体 | 上記に類似 | 錦江水系上水源の水を使用する最終需要者 | 錦江水系上水源水質改善および住民支援法 |

図1 4大江水系の状況



出所：各水系の管理委員会の内部資料などにより作成。

⁴ 環境部の内部資料によれば、1998～2002年に4大江水系管理特別法の立法のため、地域住民、市民団体、専門家、地方自治体などを集めて420回の討論会、公聴会が開催されたという。

2.2 森林・水源環境税

日本では地方自治体レベルでも、大気汚染、水質汚濁、廃棄物処理など様々な環境問題に取り組むための財政需要が持続的に増加しており、これは地方財政を圧迫する要因になっていた。2000年のいわゆる「地方分権一括法」の制定後、法定外税という形で地方自治体が独自に税を導入することが容易になった⁵。法定外税は、目的税ならば収益と負担の関係が明確となり地域住民の理解や同意を得やすく、住民の地方行政への参加意欲を高める効果が生じ、また課税の選択の幅を広げることができる⁶。結果として地方における財政民主主義の形成を醸成する効果も得られる。

地方分権一括法施行の後、法定外目的税の中でも地域の環境を改善しようとする目的の税、すなわち地方環境税が最も活発に導入されてきた。表2に見るように、地方分権

一括法が成立されて以来、2008年末現在、地方環境税のなかでも廃棄物関連税と森林・水源環境保全関連税が各々29件で最も多く、その他に、地域観光資源関連税が7件、核廃棄物関連税が2件などとなっている。

森林・水源環境に関わる地方環境税が導入されたのは、高知県の橋本知事の提案により2000年6月に「高知県自主税源拡充委員会」が設置され、同委員会から2001年3月に「水源涵養税（仮称）」の創設を主な内容とする報告書が発表されたことが契機となった。高知県は、総面積71万haの84%にあたる60万haが森林であり、森林のうち66%が人工林である。森林地域の過疎化・高齢化、木材価格の低下等による森林所有者の森林経営意欲喪失、間伐などの森林の手入れ不足による森林の荒廃などが進み、森林の保水機能低下による洪水、土砂崩れ、水不足の問題が浮き彫りになった⁷。当時の橋本知事は、高知県自

表2 地方分権一括法成立以後の地方自治体の環境関連法定外税導入状況

| 部門 | 地方自治体（税名称） | 導入年 |
|------------|--|------|
| 廃棄物、リサイクル | 三重県（産業廃棄物税） | 2001 |
| | 多治見市（一般廃棄物埋立税）、北九州市（環境未来税）、岡山県（産業廃棄物処理税）、広島県（産業廃棄物埋立税）、鳥取県（産業廃棄物処分場税） | 2002 |
| | 青森県、岩手県、秋田県、滋賀県、奈良県、山口県、新潟県（産業廃棄物税） | 2003 |
| | 京都府、宮城県、福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、鹿児島県（産業廃棄物税）、島根県（産業廃棄物減量税） | 2004 |
| | 宮崎県、熊本県、福島県、愛知県、沖縄県（産業廃棄物税） | 2005 |
| | 北海道（循環資源利用促進税）、山形県（産業廃棄物税） | 2006 |
| | 愛媛県（資源循環促進税） | 2007 |
| 水資源、森林環境保全 | 高知県（森林環境税） | 2003 |
| | 岡山県（岡山森林づくり県民税） | 2004 |
| | 鳥取県（森林環境保全税）、鹿児島県、愛媛県（森林環境税）、山口県、島根県（水と緑の森林づくり税）、熊本県（水と緑の森林づくり税） | 2005 |
| | 岩手県（岩手森林づくり県民税）、福島県、奈良県、大分県、宮崎県（森林環境税）、静岡県（森林づくり県民税）、滋賀県（琵琶湖森林づくり県民税）、兵庫県（県民緑税） | 2006 |
| | 和歌山県（紀の国森林づくり税）、富山県（水と緑の森林づくり税）、神奈川県、山形県（山形緑環境税）、石川県（石川森林環境税）、広島県（広島森林づくり県民税）、長崎県（長崎森林環境税） | 2007 |
| | 福岡県、栃木県、秋田県、佐賀県、長野県、茨城県（森林環境税） | 2008 |
| 地域観光資源保全 | 河口湖町、勝山村、足和田村（遊漁税） | 2001 |
| | 東京都（宿泊税）、太宰府市（歴史と文化の環境税） | 2002 |
| | 岐阜県（乗鞍環境保全税） | 2003 |
| | 伊是名村（環境協力税） | 2004 |
| 核廃棄物 | 柏崎市、薩摩川内市（使用済核燃料税） | 2003 |
| その他 | 神奈川県（臨時特例企業税） | 2001 |
| | 豊島区（狭小住戸集合住宅税） | 2002 |
| | 豊島区（放置自転車等対策推進税） | 2004 |

注：各地方自治体資料などにより作成。

⁵ 地方分権一括法の制定により既存の法定外普通税、そして法定外目的税が「中央政府の許可制」から「事前協議制」へ変わった。

⁶ このような議論についてはたとえば川勝（2006）、藤田（2008）などを参照。

⁷ たとえば、1998年に高知県は水害により死亡6人、負傷12人、家屋浸水12,370戸の被害を受けた。

主税源拡充委員会の報告を受けて、法定外税方式の森林・水源環境税を導入し、その財源をこれらの問題の対策へ用いることを提案した。

橋本知事の提案を契機に、2001年4月には県庁内の5つの関連課、および5つの市町村の職員18人により構成される「新税制検討プロジェクトチーム」が発足し、2002年に水道課税方式と県民税超過課税方式の2つの方式を骨子とする試案が作成された。試案に対するインターネット上のアンケートの回答によれば、制度の意義と趣旨についてはほとんどが賛成であり、税額についても63%が妥当な金額であるという意見であった。課税方式は水道課税に47%、県民税超過課税に32%の支持があった。ただし水道課税は支持率が高かったにもかかわらず水道事業者の反対、水道料金との二重課税の問題などが指摘されたので実現されなかった。こうした経緯により2003年4月に日本で初めて森林・水源環境税が議会で承認・施行されるようになった。

以降、全国では高知県と類似の方式の森林・水源環境税が相次いで導入されるようになった。森林・水源環境税は、県民税の超過課税方式で実施されているという共通点があるが、その内容については、名称、目的、導入に至る経緯、制度設計、課税対象と負担のあり方など、導入県によって相違がある⁸。

3. 賦課の目的と対象地域

3.1 水利用負担金

漢江、洛東江、錦江、榮山江など4大江の水系水質改善法の目的は、各法の第1条に明示されているように「水系上水源の適正な管理と上水源上流地域での水質改善および住民支援の効率的な推進により、上水源の水質改善を図る」ことである。そのため各法律では、「上水源管理地域」での水質悪化の恐れのある行為の制限と、行為の制限を受ける同地域内の住民への支援、公共下水道などの設置補助、そして各水系を取水源とする水道水を使用する住民に対する水利用負担金の賦課が規定されている⁹。

ここで上水源管理地域とは、「上水源水質改善法」では次の3つの地域として規定されている(表3参照)。第1は、「水道法」第5条でされている「上水源保護区域」、第2には「環境政策基本法」第22条に規定されている「上水源保護のための特別対策地区」、第3は各「水系水質改善法」第4条に規定されている「水辺区域」である。これら3つの区域のうち水辺区域は、各水系水質改善法にもとづいて指定されており、水源及びその上流の河川両岸から500m(一般地区の場合)、もしくは1km(特別対策地区である漢江の場合)の区域が带状に水辺区域として指定されている(図2参照)。水辺区域の中では、廃水排出施設及び畜産施設の新設、食品接客業・宿泊事業所など新規汚染源の立地などが禁止される。そして水道法、環境政策基本法、および各水系水質改善法のいずれの法律も、上水源保護によって土地利用や経済活動に制限を受ける住民に対し、所得増大や福祉増進のための支援事業を行うことが規定されている。

表3 上水源管理地域の概要

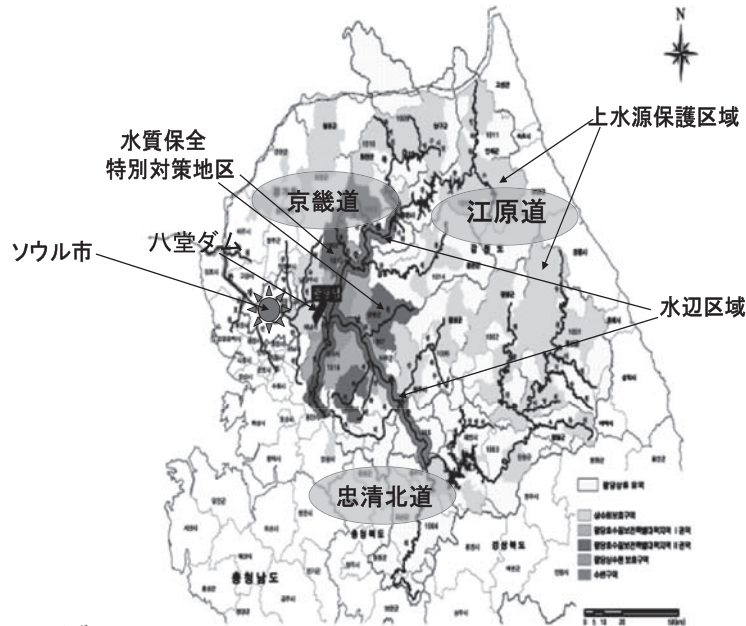
| 指定地域名 | 主な内容 | 関連法律 |
|-----------------|--|-------------|
| 上水源保護区域 | 環境部大臣は取水源の確保と水質保全のために必要と認められる地域に土地利用と施設設置の制限が可能 - 上水源保護区域に居住する住民もしくは農林水産業に従事する者に対する支援事業 ①所得増大事業、②福祉増進事業、③育英事業など - 財源調達 ①上水源保護区域の指定により受益を受ける水道事業者からの拠出金、②地方自治体の一般会計もしくは特別会計からの転入金、③環境部所管の環境改善特別会計からの補助金 | 水道法第7条 |
| 上水源保護のための特別対策地区 | 環境部大臣は、環境汚染・環境損壊、または自然生態系の変化が顕著に進む恐れがある地域(上水源など水質保護のための地域を含む)に土地利用と施設設置の制限が可能 - 環境部大臣は、当該地域の環境保全のために管轄市長・道知事に特別総合対策の樹立・施行を指示することが可能 | 環境政策基本法第22条 |
| 水辺区域 | 上水源及びその上流の河川両岸から带状の区域 - 一般地区(漢江水系以外の場合): 500 m - 特別対策地区(漢江水系の場合): 1km | 各水系水質改善法第4条 |

出所: 各関連法律により作成。

⁸ 森林・水源環境に関わる地方環境税の名称は、県によって様々であるが、森林の多様な公益的機能の保全目的に加え水源涵養の目的もあることから、以下本稿ではこの種の税をすべて通称として「森林・水源環境税」と呼ぶ。

⁹ たとえば漢江水系の場合、「漢江水系水質改善法」の第3章第1項にその旨が規定されている。

図2 漢江水系の上水源保護区域・特別対策地域・水辺区域指定状況



注：八堂ダムはソウルなど首都圏住民の主な取水源となる。

以上の3つの上水源管理区域は、漢江水系の例を挙げるとソウル市、京畿道、江原道、そして忠清北道など多数の地方自治体にまたがっており（図2）、上水源の保護・管理のために流域的なアプローチが必要となる。各水系水質改善法は、水系ごとに、利害関係のある地方自治体の長がメンバーとなる「水系管理委員会」を設け、同委員会に、行政区域をまたぐ流域内の土地利用と施設設置の制限、水質保全に関わる財源調達などにおいて審議・決定する権限を与えている。

3.2 森林・水源環境税

日本で地方環境税として導入されている多くの森林・水源環境税は、「森林保全」と「水源環境保全」が主な目的と位置付けられている。ここで水源環境保全は、森林の二酸化炭素吸収、保水・上水機能、土砂流出防止機能、自然生態系保全機能など、広範囲にわたる公益機能の一部として把握されている。森林・水源環境税を導入した地方自治体の多くは自然環境が豊かな地域であり、「森林率」が高い地域特性を有している。森林・水源環境税は、国内林業の衰退に伴い管理不足で荒廃していた森林の再生・保全のための財源調達が重要な目的とされているのである。

ただし神奈川県「水源環境税」では、明示的に水源環

境保全が打ち出されている。神奈川県は、取水源の殆どが県内の相模川と酒匂川の上流にある。したがって両川の水源地機能の保全と維持は、県の重要な施策として位置づけられている。さらに神奈川県は1996年の異常渇水を契機に「神奈川水源の森作り事業」¹⁰に取り組んでいた。こうした経緯から生まれた神奈川県の水源環境税は、水量の安定的確保と水質保全の両面から、総合的な施策体系を作り上げようとしている点に特色がある¹¹。

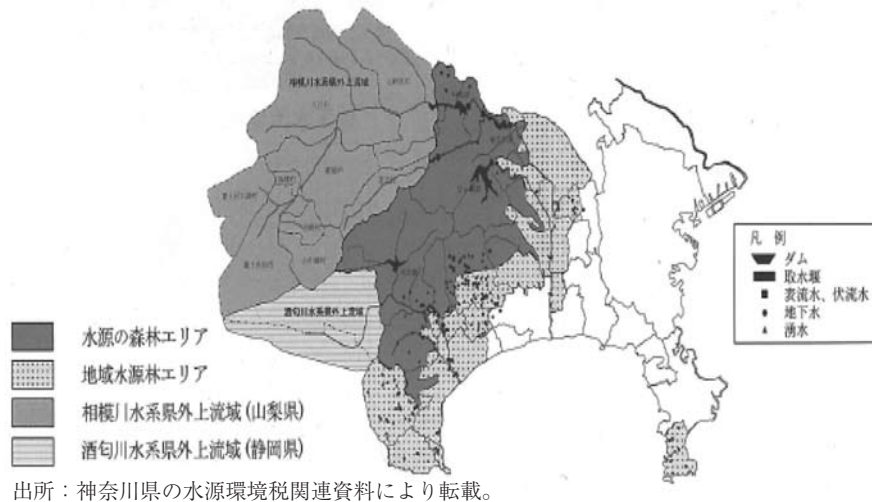
以上から、日本の森林・水源環境税のうち、河川の水質保全という観点から韓国の水利用負担金と最も類似しているのは神奈川県の水源環境税といえる。ただし、神奈川県の水源環境税は行政区域（県）単位となっている。すなわち神奈川県の水源環境税は、神奈川県民に賦課され、その収入は神奈川県内の水循環機能の維持と水質保全に使われている。

図3に見るように、神奈川県民の取水源である相模川と酒匂川の流域は、神奈川県だけでなく、山梨県と静岡県にまたがっている。したがって神奈川県民の取水源の保全のためには、山梨県と静岡県から流れている両川の流域管理も必要である。しかし、水源環境税は県単位で導入されており、同一流域でも県境を越える部分については賦課対象となっていない。この点は、賦課対象が行政区域をまたが

¹⁰ 神奈川県の取水源となる4つのダムの北西部の水源森林エリアの森林を保全する目的で行う事業であり、同事業にかかる費用を県の一般財源、県民からの寄付金、県営水道からの負担金（水道使用量1m³あたり1円）により賄っている。

¹¹ これについて詳しくは高井（2005）を参照。

図3 神奈川県の上水道水源地域



出所：神奈川県の水源地環境税関連資料により転載。

る流域単位となっている、韓国の水利用負担金とは対照的であるといえる。

4. 賦課料率と用途

4.1 水利用負担金

水利用負担金は、前述のように漢江水系水質改善法に基づき、1999年から漢江上流水を取水源とする首都圏住民に対し、当初は水道水1トン当たり80ウォン¹²が賦課された。この水利用負担金は、表4のように2001年からは110ウォンに引き上げられており、さらに2006年に140ウォン、2007年に150ウォンに、相次いで引き上げられている。そして、2002年には洛東江、錦江、榮山江水系においても、それぞれの水質改善法に基づいて水利用負担金が導入された。水利用負担金の賦課料率は、環境部大臣を委員長とする各水系管理委員会で決定される（第5節を参

照）。各水系の水利用負担金の賦課料率は継続的に上昇しており、負担金収入は各水系管理基金に繰り入れられている。負担金の徴収実績のうち、漢江水系が54.7%を占めており、次が洛東江25.2%、錦江11.5%、榮山江8.6%の順となっている。

水利用負担金の徴収額の全額が繰り入れられる各水系管理基金は、水辺区域など取水源保護のために、行為制限などの規制を受ける地域への経済的補償や、水汚染防止施設の設置や運営、および取水源保護区域内の土地買収のための財源として用いられている（表5参照）。水系管理基金の用途（2006年実績）のうち、土地買収が全体の29.1%で最も多く、下水処理場など環境基礎施設の設置事業と運営事業がそれぞれ21.2%と18.6%、住民支援事業が20.2%、となっている。この基金の特徴は、取水源の保護とは直接的な関係のない上水源保護区域内の住民支援およ

表4 水利用負担金の賦課料率及び徴収実績

(単位：億ウォン)

| 年度 | 漢江水系 | 洛東江水系 | 錦江水系 | 榮山江水系 | 合計 |
|------|-------------|-------------|-----------|-----------|-------|
| 1999 | 277 (80) | - | - | - | 277 |
| 2000 | 1,754 (80) | - | - | - | 1,754 |
| 2001 | 2,307 (110) | - | - | - | 2,307 |
| 2002 | 2,467 (100) | 268 (100) | 70 (110) | 78 (110) | 2,883 |
| 2003 | 2,686 (120) | 1,207 (100) | 447 (120) | 385 (120) | 4,725 |
| 2004 | 2,837 (120) | 1,302 (110) | 525 (130) | 433 (120) | 5,097 |
| 2005 | 3,043 (130) | 1,400 (120) | 603 (140) | 468 (140) | 5,514 |
| 2006 | 3,379 (140) | 1,585 (140) | 687 (150) | 514 (150) | 6,165 |
| 2007 | 3,628 (150) | 1,668 (140) | 760 (160) | 575 (160) | 6,631 |

注：()内は、各水系の水利用負担金の年度別賦課料率（ウォン/t）である。
出所：企画予算処（2008）より作成。

¹² この賦課料率では、4人家族が月20トンの水を使用する場合、毎月約3,000ウォンの負担となる。

表 5 水系管理基金の使途 (2006 年度)

(単位: 億ウォン、%)

| | 漢江水系 | 洛東江水系 | 錦江水系 | 榮山江水系 | 合計 |
|-----------|---------------|---------------|-------------|-------------|---------------|
| 土地買収事業 | 1,125 (31.5) | 287 (17.7) | 199 (24.5) | 318 (50.4) | 1,929 (29.1) |
| 環境基礎施設設置 | 649 (18.2) | 395 (24.4) | 281 (34.6) | 84 (13.3) | 1,409 (21.2) |
| 住民支援事業 | 735 (20.5) | 306 (18.9) | 163 (20.0) | 139 (22.0) | 1,343 (20.2) |
| 環境基礎施設運営 | 584 (16.4) | 510 (31.5) | 108 (13.3) | 30 (4.8) | 1,232 (18.6) |
| その他水質改善事業 | 412 (11.5) | 94 (5.8) | 49 (6.0) | 50 (7.9) | 605 (9.1) |
| 基金運営費 | 65 (1.8) | 25 (1.5) | 13 (1.6) | 10 (1.6) | 113 (1.7) |
| 合計 | 3,570 (100.0) | 1,617 (100.0) | 813 (100.0) | 631 (100.0) | 6,641 (100.0) |

注: () 内は、各水系管理基金の使途の構成比。
出所: 環境部 (2007) より作成。

表 6 漢江水系水利用負担金の賦課及び収入配分の割合

| 対象地域 | 水利用負担金の賦課割合 | 水利用負担金収入の配分割合 |
|------------|-------------|---------------|
| 首都圏 | ソウル市 | 46% |
| | 京畿道 | 40% |
| | 仁川市 | 12% |
| 江原道 | 0% | 20% |
| 忠清北道 | 0% | 10% |
| 水系管理委員会事務局 | 0% | 18% |
| その他 | 2% | 0.5% |
| 合計 | 100% | 100% |

出所: 漢江水系管理委員会の内部資料により作成。

び環境ビジネス育成などに多く充てられていることである。これは上水源保護地域の住民の土地利用や建築制限などの財産権制約に対する経済的補償の意味を持つ。

各水系管理基金の収入源となる水利用負担金は、既に述べたように各水系を取水源とするすべての住民の水道料金に賦課される。漢江水系の水利用負担金の場合、表 6 でみるようにソウル地域住民に 46%、京畿道住民に 40%、そして仁川市住民に 12%と、殆どがこれら首都圏の住民に賦課されている。一方で水利用負担金の収入は、上水源保護のために土地利用や経済活動の制限を受ける地方自治体に、規制の水準に応じて配分される。漢江の例では、中・下流域の地方自治体 (首都圏) に全体の 51.5%、上流域の地方自治体に全体の 48.5% が配分されている (表 6 参照)。水利用負担金の賦課料率と収入の配分は、毎年各水系管理委員会で決められているが、特に収入の配分をめぐる各地方自治体を代表する委員同士で激しい争いが起きているという¹³。

水系管理基金の使途別支出状況を漢江水系の事例から詳しくみると、表 7 にみるように 1999 年から 2005 年までの

7 年間、合計 1 兆 5,224 億ウォンが支出された。部門別には土地買収と環境基礎施設の設置・運営など水質改善基盤事業に全体の 60.2% である 9,168 億ウォン、環境に優しい農法や漁業に対する補償など住民支援事業に全体の 27.6% である 4,197 億ウォン、そして民間環境団体の水質保全活動の支援などに全体の 10.4% にあたる 1,580 億ウォンが支出された。地方自治体別には、京畿道に 54.4%、江原道に 18.9%、忠清北道に 9.0% が配分されており、漢江水系管理基金の事務局である漢江流域環境庁に土地買収や環境基礎調査研究のために 15% が配分された。

水質改善基盤事業のうち、環境基礎施設設置支援および運営支援は、下水処理施設、下水道管、糞尿処理施設、畜産廃水公共処理施設などの設置運営に要する費用を補助することである。表 8 で示されているように、地域と施設の種類ごとに設置や運営に要した費用に対する補助率が定められている。コ (2008) によれば、補助率は、特別対策地区の内外で区別するよりは、水質改善の貢献度に応じて差別化するほうが望ましいという。

土地買収事業は、上水源保護区域や水辺区域など、上水

¹³ 2007 年 2 月および 2008 年 11 月に行った、洛東江流域管理庁および漢江流域管理庁関係者へのヒアリング調査などによる。

表7 漢江水系管理基金の地方自治体別用途別執行実績（1999年～2005年累計実績）

（単位：億ウォン、％）

| | 事務局 | ソウル市 | 仁川市 | 京畿道 | 江原道 | 忠清北道 | 合計(割合%) |
|--------------|-----------------|--------------|-------------|-----------------|-----------------|----------------|-------------------|
| 合計 | 2,286 (15.0) | 375 (2.5) | 27 (0.2) | 8,282 (54.4) | 2,884 (18.9) | 1,369 (9.0) | 15,223 (100.0) |
| 住民支援事業 | 5 | 41 | - | 3,955 | 94 | 102 | 4,197 (27.6) |
| 住民支援 | - | 8 | - | 3,805 | 93 | 102 | 4,008 |
| 住民支援事業評価 | 5 | 0.1 | - | 22 | 0.7 | 0.4 | 28.2 |
| 漁業補償 | - | - | - | 128 | - | - | 128 |
| 親環境農業支援 | - | 32 | - | - | - | - | 32 |
| 水質改善基盤事業 | 2,037 | 60 | - | 3,809 | 2,283 | 979 | 9,168 (60.2) |
| 土地買収 | 2,035 | - | - | - | - | - | 2,035 |
| 環境基礎施設設置 | - | 60 | - | 2,265 | 1,671 | 630 | 4,626 |
| 環境基礎施設運営 | 3 | - | - | 1,544 | 612 | 349 | 2,508 |
| 水質改善支援事業 | 128 | 199 | 7 | 451 | 507 | 288 | 1,580 (10.4) |
| 清浄産業支援 | 0.4 | 20 | - | 102 | 301 | 123 | 546.4 |
| NGO 水質保全事業支援 | 11 | 15 | 7 | 9 | 6 | 6 | 1,143 |
| アオコ防止事業 | - | 3 | - | 92 | 162 | 123 | 380 |
| 上水源保護管理区域 | 3 | 97 | - | 206 | 6 | 3 | 315 |
| 汚染河川浄化事業 | - | - | - | 41 | 32 | 33 | 106 |
| 水質改善基盤事業 | 3 | - | - | 1 | 0.1 | 0.1 | 1.2 |
| 堆積物浚渫事業 | - | 64 | - | - | - | - | 64 |
| 水辺区域緑地造り事業 | 110 | - | - | - | - | - | 110 |
| 基金管理費 | 11 | 0.4 | 0.4 | 2 | 0.4 | 0.4 | 14.6 (0.1) |
| 事業運営費 | 104 | 75 | 20 | 65 | 0.05 | 0.05 | 264.1 (1.7) |
| 水質改善教育広報 | 17 | - | - | - | - | - | 17 |
| 環境基礎調査研究 | 87 | - | - | 0.9 | 0.05 | 0.05 | 88 |
| 負担金徴収費 | - | 75 | 20 | 64 | - | - | 159 |

注：（ ）中は、合計に対する割合。
出所：漢江水系管理委員会（2006）より作成。

源の水質を保全するために必要な地域の土地もしくはその土地に定着している建物を、その所有者が希望する場合に、基金の財源から購入する制度である。この事業では、2006年末までに2,763億ウォンが支出され、544万m²が買収された。

水質改善基盤事業のうち、清浄産業支援は、環境汚染物質の排出の少ない産業を育成し、地域の環境保全と経済発展の調和を図ることを目的としている。漢江水系管理基金運営規則では、清浄産業の類型が、環境に優しい農業、知識基盤産業、その他の産業に大きく分類されている。

住民支援事業には、2000年から2006年までに全体の約27%が支出された。住民支援事業は、従来、水道法に基づき「上水源保護区域」内の住民が対象であったが、水利用負担金が導入されてからは「上水源保護のための特別対策地区」と「水辺区域」までに拡大された。住民支援事業の

支援規模は年間700億ウォンであったが¹⁴、2006年には上流地域の住民の要求により、水利用負担金の引き上げと物価上昇率を考慮して、5%増の735億ウォンとなった。

住民支援事業は、直接支援事業と一般支援事業に大きく分けられる。また一般支援事業は、所得増大事業、福祉増大事業、育英事業、そして汚染浄化事業に分けられる。これらの中で福祉増大事業が2000年から2006年まで7年間、全体の44.4%の最も大きな割合を占めており、その次が汚染浄化事業（22.5%）、所得増大事業（16.6%）となっている。住民支援事業費は、上水源管理地域別土地面積および規制水準に応じて全体の50/100が、上水源管理地域の住民数に応じて残り50/100が各地方自治体に配分されている。

¹⁴ 水道法では年間70億ウォンが住民支援事業として支出されているが、第1次漢江水系管理委員会（1999年7月1日）で、2000年からその10倍水準である700億ウォンを支援することが決定された。これについて詳しくは漢江水系管理委員会（2006）を参照。

表 8 環境基礎施設設置・運営費補助率

(単位：%)

| 区分 | | 下水処理施設 | 町村地域下水道 | 下水道管 | 畜産・糞尿処理施設 |
|----------|-----|--------|---------|------|-----------|
| 特別対策地区の内 | 設置費 | 90 | 100 | 80 | 80 |
| | 運営費 | 91.2 | - | - | - |
| 特別対策地区の外 | 設置費 | 90 | 100 | 70 | 70 |
| | 運営費 | 70 | - | - | 70 |

出所：漢江水系管理委員会（2006）より作成。

表 9 漢江水系管理基金の住民支援事業の内訳

(単位：億ウォン、件)

| | 合計 | 一般支援事業 | | | | | 直接支援事業 | 特別支援事業 | その他 |
|------------|-------------------|------------------|----------------|------------------|--------------|--------------|----------------|-----------|-----|
| | | 小計 | 所得増大 | 福祉増大 | 育英事業 | 汚染浄化 | | | |
| 2000～2006年 | 4,935 (17,023) | 4,040 (9,519) | 819 (2,266) | 2,190 (6,489) | 124 (284) | 908 (480) | 460 (7,500) | 38 (4) | 210 |
| 2006年 | 735 (2,138) | 595 (1,518) | 116 (354) | 335 (1,015) | 35 (74) | 108 (75) | 96 (616) | 38 (4) | 6 |

注：() 内は事業件数。

出所：漢江水系管理委員会（2007）により作成。

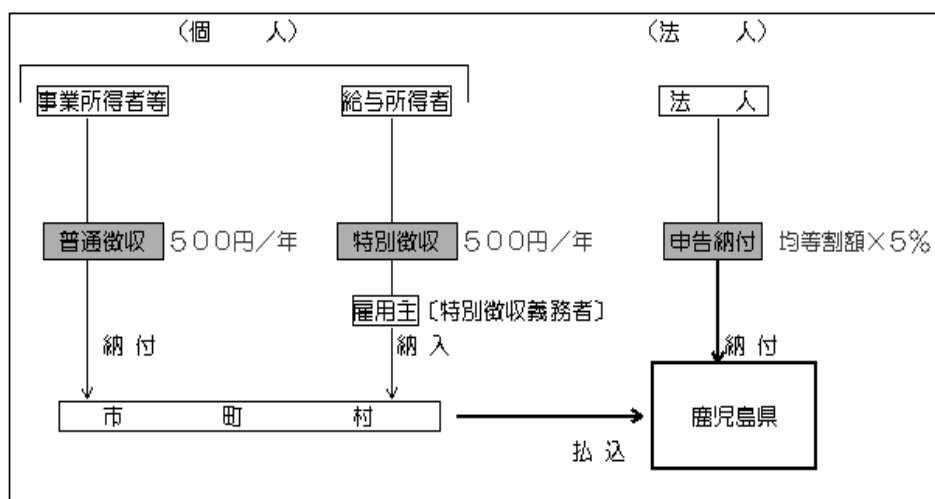
ただしコ（2005）によれば、住民支援事業は事業件数が多く（表9参照）、単発性の小規模事業が中心となっており、住民の所得と福祉増大にあまり効果がないという。支援を受ける上流地域の住民も、規制による財産権侵害に対する被害補償という認識を持っており、個人的に利益が得られる短期的な直接支援を好むという。また、同じ上水源管理区域でも住民によって規制を受ける度合いが異なるにも関わらず、同一区域内の住民には一律同じ金額が支給されている。

4.2 森林水源環境税

森林水源環境税の課税方式については、これまでに「水道使用料金に課税する方式」と「住民税に賦課する方式」の2つが議論されてきた。しかし「水道使用料金に課税する方式」は水道事業者の反対などによりこれまでに採用された例は見られず¹⁵、すべて個人や法人への住民税などに賦課する方式が採用されてきた¹⁶。

図4には、鹿児島県の課税方式が示されている。同様の方式が、多くの地方自治体で採用されている。ほとんどの

図 4 鹿児島県の森林環境税の課税方式



出所：鹿児島県の森林環境税関連資料により作成。

¹⁵ 水道使用料金に課税する方式が採用されなかったより具体的な要因は、農山村部で計量メーターがついていないために、水道使用量の把握が正確に行えないこと、また実際の水道業務を市町村が担っているために、県が税を導入しても、徴税事務の協力を市町村が得られないために、水道料金上乗せを断念せざるを得なかったといった事情があったという。これに比べて、水利用負担金は水道資料料金上乗せ方式が採用されたのは、上流地域の対策費を下流住民に費用を負担させるべきであるかないか最大の争点であったこと、賦課対象者は上水道普及率が100%に近い大都市の住民なので水使用量の把握にも問題なかったことなどがあげられる。

¹⁶ 課税方式について詳しくは、藤田（2008）を参照。

地方自治体が、県民税の均等割りの形で賦課しており、個人に対しては定額賦課であるが、法人の場合は高知県だけが定額賦課で、岡山県、鳥取県などその他の地方自治体は資本の規模に応じて賦課額も増える構造となっている。もう1つ特徴的な方式は、神奈川県の水源環境税である。神奈川県は、水源環境保全再生県民税という名称で、個人に

対して1年あたり個人住民税均等割300円に加えて、所得の0.025%を所得割額として超過課税しており、法人に対して負担のない制度となっている（表10）。そして、これら森林水源環境税は、課税期間を原則5年とし、5年が経過すると制度の成果などを考慮して現状維持あるいは制度の改廃が決定される。

表10 神奈川県の水源環境を保全・再生するための個人県民税超過課税方式

| 区 分 | 平成19年度分からの制度内容 | | |
|-----|----------------|-------------|---------------|
| | 標準税率 (ア) | 上乗せ率 (イ) | 超過税率 (ア+イ) |
| 均等割 | 1,000円 | 300円 | 1,300円 |
| 所得割 | 一律4% | 0.025% | 4.025% |

出所：神奈川県ウェブサイトより作成。

以上のように森林・水源環境税は、課税側面においては森林や水源を保護するインセンティブ機能を有していないので、制度設計の際に用途が最も重要な要素となる。このため、例えば高知県では森林環境税収とその用途について、既存森林保全関連事業と明確に区分して、その実績等についての説明責任を果すための努力を行っている。すなわち

県に「森林環境保全基金」を設置し、均等割超過課税の税収相当額はすべて基金に積み立てたうえで、新たに実施する森林環境保全事業に充当し、支出に関しても既存の事業と明確に区分するために新たな予算科目を設けている。また、県民の事業参画を促すために、基金運営委員会を設置し、県民の考え方を反映させている。現在、用途はソフト

表11 森林・水源環境税収の主な用途

<ハードウェア面での用途>

| | | | |
|------------------|------------|-------------|--|
| 強度間伐による混交林への誘導 | 16県 | | |
| 内 訳 | 水源地域や奥地の森林 | 13県 | 高知県、岡山県、島根県、鳥取県、愛媛県、熊本県、鹿児島県、兵庫県、大分県、岩手県、静岡県、宮崎県、福島県 |
| | 長期に放置された森林 | 3県 | 山口県、奈良県、滋賀県 |
| 集落の近くの災害防止のための間伐 | 2県 | 愛媛県、兵庫県 | |
| 災害の恐れにある林地への植栽 | 3県 | 鳥取県、熊本県、大分県 | |
| 台風災害の人工林の復旧 | 1県 | 岡山県 | |
| 野生動物育成林 | 1県 | 兵庫県 | |
| 松くい虫被害地の保安林の再生 | 2県 | 山口県、滋賀県 | |

<ソフトウェア面での用途>

| | | |
|-------------------|----|--------------------------------------|
| 県民意識の醸成、森林の役割等の普及 | 9県 | 高知県、熊本県、大分県、滋賀県、岡山県、宮崎県、大分県、鹿児島県、福島県 |
| 森林体験・森林教室・学校林支援 | 5県 | 鳥取県、熊本県、奈良県、福島県、大分県 |
| 担い手育成 | 4県 | 岡山県、島根県、熊本県、大分県 |
| 森林環境教育の人材育成 | 3県 | 岡山県、福島県、奈良県 |
| 森林ボランティア等の活動支援 | 9県 | 高知県、岡山県、鳥取県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、福島県、大分県、兵庫県 |
| 里山保全の支援 | 5県 | 高知県、熊本県、奈良県、滋賀県、静岡県 |
| 学校等公共施設への木材利用 | 3県 | 岡山県、愛媛県、福島県 |
| 木材利用の産業興し | 1県 | 島根県 |
| 県産材需要拡大PR、研究 | 1県 | 大分県 |
| 間伐材搬出経費の助成 | 3県 | 岡山県、福島県、滋賀県 |
| 公有林化 | 2県 | 宮崎県、熊本県 |
| 公募事業 | 4県 | 島根県、愛媛県、鹿児島県、岩手県 |
| 市町村の森林づくり | 1県 | 福島県 |
| 森林調査 | 2県 | 福島県、奈良県 |

出所：秋田県 WEB サイトの森林環境税関連 pdf 資料 (<http://www.pref.akita.lg.jp>)。

事業である「県民参加の森づくり事業」とハード事業として「森林環境緊急保全事業」に区分されている¹⁷。

表 11 は、森林・水源環境税を導入している主な県の用途をハードウェアとソフトウェアに分けてまとめたものである。

5. 水系管理基金の管理機関

韓国の水利用負担金の賦課対象、賦課料率、水系管理基金の運用管理に関する事項を決める権限は各水系の管理委員会にある。水系管理委員会の設置根拠は、各水系の水質改善法に定められており、その主要機能は、水系の水質改善のための汚染物質削減総合計画に関する事項、水利用負担金の賦課徴収に関する事項、水系管理基金の運用管理に関する事項、水辺区域土地買収に関する事項、そして規制地域の住民支援事業計画に関する事項を審議・決定することである。

水系管理委員会の構成メンバーは、4大江いずれの場合

にも、環境部大臣を委員長とし、流域管理に関わる地方自治体の長¹⁸、国土海洋部次官、そして韓国水資源公社社長が委員と指定されている。また各水系委員会の下部には、委員会案件の実務的検討・調整を行う水系管理実務委員会が設けられている。実務委員会の委員長は、4つの水系を管理する流域環境庁の各庁長が勤めており、委員は各水系に関わる地方自治体の局長クラスである。表 12 では洛東江水系管理委員会および実委員会のメンバーが示されている。

水系管理委員会では、水利用負担金を負担する下流地域の地方自治体と水利用負担金を使用する上流地域の地方自治体が相互に協議し、水利用負担金の料率や財源の配分、事業の立案と執行に関するすべての事柄を決定している。利害当事者が相互に協議し、水利用負担金の賦課や財源の配分を自主的に定めることは、他の負担金や賦課金には見られない特徴といえる。

表 12 洛東江水系管理委員会の構成メンバー

| 委員会 | 委員会の構成 | 役割 |
|-----------------|---|----------------|
| 水系管理委員会 (9人) | 環境部大臣 (委員長)、国土海洋部次官、釜山市長・蔚山市長、大邱市長、慶尚北道知事、慶尚北道知事、江原道知事、韓国水資源公社社長 | 水系管理事項の審議、議決 |
| 水系管理実務委員会 (12人) | 洛東江流域環境庁長 (委員長)、大邱地方環境庁長、釜山地方国土管理庁の関連局長、6つの市道関連局長、農業基盤公社常任理事、韓国水資源公社常任理事、韓国産業団地関連常任理事 | 委員会案件の実務的検討・調整 |

6. 両制度の特徴と今後の課題—むすびにかえて

韓国の水利用負担金と日本の森林・水源環境税は、受益者負担原則に則って財源を調達し、その財源を水資源保護や森林機能の回復に用いて水質改善を図る、という点では類似の性格を持っている。しかし本稿では、両制度の導入

背景や目的、制度の対象地域、納付義務者、賦課対象、水質改善に関するインセンティブ機能などに関しては、それぞれ異なった特徴が見られることが示された。表 13 は、以上で考察した水利用負担金と森林環境税の特徴をまとめたものである。

表 13 水利用負担金と森林・水源環境税の主な特徴に関する比較

| 項目 | 水利用負担金 (韓国) | 森林・水源環境税 (日本) |
|---------------|------------------------|-----------------------|
| 目的 | 上水源保護、流域管理のための財源調達 | 森林、水源 (涵養) 保護のための財源調達 |
| 初の導入時期 | 1999年 (漢江水系) | 2003年 (高知県) |
| 納付義務者 | 各水系を取水源とする下流地域の住民 | 県民 |
| 賦課対象 | 水道料金に加算 | 住民税に上乘せ |
| 制度の対象地域 | 流域 (行政単位をまたがる) | 行政区域 (県、市) |
| 賦課原則 | 受益者負担原則 (水源保護の恩恵を受ける者) | 受益者負担原則 (広く薄く) |
| 導入の容易性 | 政治的に困難 | 政治的には比較的容易 |
| 導入の前提条件 | 利害関係者の調整が必要 | 地方自治体の課税自主権必要 |
| 水節約のインセンティブ機能 | 働く可能性あり | 働かない |
| 財源確保機能 | ある | ある |

¹⁷ 以上の森林環境税の用途については藤田 (2008) を参照

¹⁸ ここで委員となる地方自治体の長は、日本の都道府県に当たる道の長と、政令都市に当たる市の長である。

水利用負担金制度は、制度構築のプロセスから水資源管理のあり方が行政区域単位から流域単位へ拡張する結果をもたらした。また水利用負担金制度は、水資源保護のために経済活動に制約をうける上流側の住民に対して、水資源改善という恩恵をうける下流側の住民が経済的支援を行う性格をも備えている。すなわち水利用負担金は受益者負担原則が積極的に適用されたものであり、水資源保護をめぐる費用負担の公平性側面から今後の流域管理に与える示唆は大きい。都市地域での上水道普及率がOECD諸国の中でも進んでいる韓国では、水利用負担金制度は国民に対する水資源保護へのアナウンスメント効果も期待できる¹⁹。

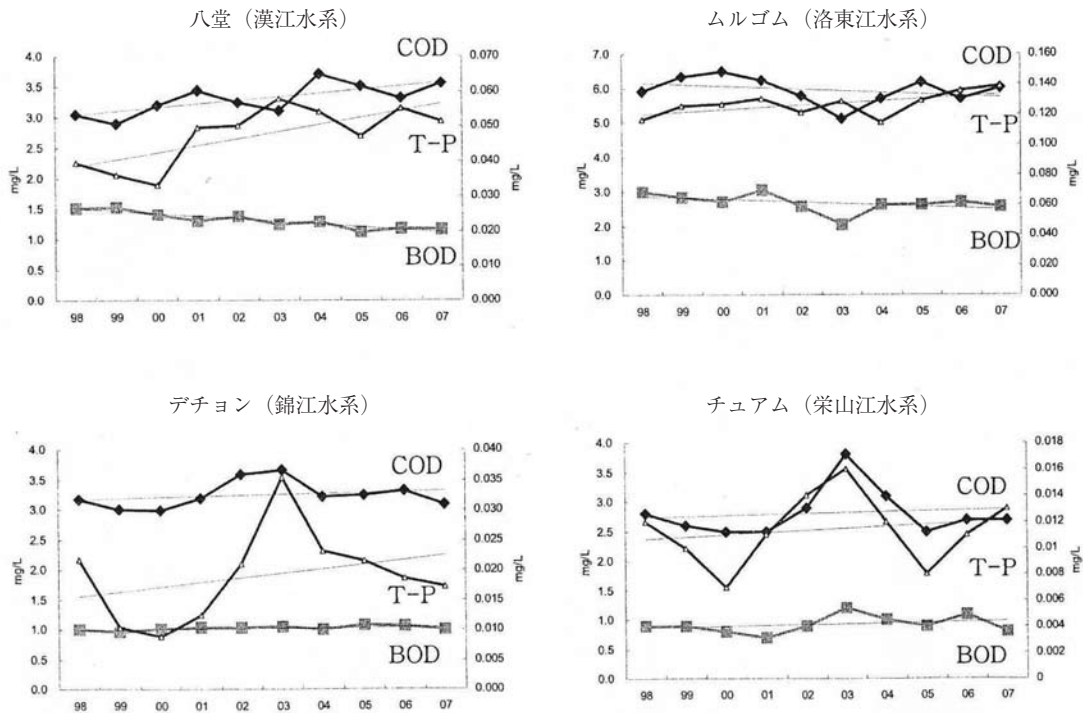
ただし、水利用負担金の賦課や負担金収入の配分をめぐって各水系ともに利害調整が難しく、本文で指摘したように各水系管理委員会内でしばしば激しい論争が起きている。また負担金収入の配分は、個別主体の水質改善への貢献度や努力があまり反映されず、規制を受ける度合いにより配分されている。現行のように水利用負担金が、単純に上流地域の財産権制限に対する補償と認識されている限りでは、水質改善の達成は難しく、水利用負担金の財源が有利に配分されるよう働きかけるなど、上流地域のモラルハザードの可能性もある。今後水利用負担金の配分は、水系

の上流側の住民に水質改善努力へのインセンティブを与える方法を考える必要がある。そのため、水質改善に関わる多様な利害関係者の参加と、参加者の利害を調整するための流域ガバナンスの確立が課題といえる。

一方、森林・水源環境税は県民全体を対象に広く薄く賦課されており、導入の政治的難点が少ないというメリットがある。地方自治体は課税自主権が拡充され、環境財政機能の強化と地方自治体独自の環境関連事業やビジネスの育成が図れる。例えば森林・水源環境税の税収を間伐などの森林経営に当てれば、森林・水源保護とともに二酸化炭素吸収源対策として活用できる。実際に高知県では、間伐材や風倒木を木材チップ化（木質バイオマス燃料）し、それをセメント工場などで化石代替燃料として用いることによりカーボンオフセット制度に基づくクレジット（J-VER）発行を進めている。

また森林・水源環境税は、地域住民に対する森林・水源保護に対するアナウンスメント効果も高く、森林・水源環境税の課税方式や税財源の用途について市民参加の仕組みを取り入れることにより、市民からの支持が得られる。ただし、森林・水源環境税は県民税に上乗せする方式であるため、水道利用料金に上乗せ方式を取っている水利用負担

図5 4大江の主要地点での水質変化推移



出所：環境部（各年版）より作成。

¹⁹ 韓国の上水道普及率（給水人口／総人口）は、環境部（各年版）によれば、2005年に全国90.7%、市地域98.0%、町地域82.6%、村地域37.7%となっている。

金制度に比べ水節約へのインセンティブ機能が働かないという課題がある。そのため今後は、上水道事業機関との連携や協力が課題といえる。また制度の対象地域が行政区域となるので、韓国の水利用負担金制度とは異なり、水系全域にかかわる流域管理が難しいという課題を抱えている。

水利用負担金（漢江水系）は導入後 10 年、森林環境税は導入後 6 年を迎えている。両制度ともに両国の水源保護のための主要政策として定着しつつあるが、まだ制度の成果に関する十分な評価は行われていない状況である。韓国の場合、図 5 で見るように BOD は首都圏住民の取水源となる八堂を中心に徐々にではあるが改善の傾向を見せている。しかし非点汚染源と化学物質使用量の増加などにより COD や T-P（トータル燐）は改善がはかばかしくない状況である。また水利用負担金制度が BOD 改善を含む水質保全や改善にどれほど寄与したかについての適正な評価に関する研究もあまり見られず、今後の課題といえる。両制度の施行状況と成果に関するフォローアップおよび比較分析は、今後水資源不足と水質悪化が予想されるアジア諸国においても示唆するところが多いと思われる。

<参考文献>

—韓国語文献—

- 環境部 (2007) 2006 年度 4 大江水系管理基金運用計画決算書 (환경부 (2007) 2006 년도 4 대강수계관리기금운용계획결산서)。
 環境部 (各年版) 環境白書 (환경부 (각년판) 환경백서)。
 企画予算처 (2008) 2008 年度負担金運用総合報告書 (기획예산처 (2008) 2008 년부담금운용종합보고서)。

- コ・ジェキョン (2005) 規制とインセンティブの側面から見た八堂特別対策の問題点、2005 年命の水再生政策シンポジウム報告論文 (고재경 (2005) 규제와 인센티브 측면에서 본 팔당특별대책의 문제점, 2005 년생명의 물살리기정책심포지엄)。
 コ・ジェキョン (2008) 「八堂地域における水利用負担金制度のパラダイムの変化と改善方向」八堂上水源水質政策のパラダイム転換 (Ⅱ) 京畿開発研究院 (고재경 (2008) 팔당물이용부담금제도의 패러다임 변화와 개선방향, 팔당수질정책의 패러다임 전환에 관한 연구, 경기개발연구원)。
 漢江水系管理委員會 (2006) 漢江水系管理基金の事業評価および中長期 基金運用計画樹立に関する研究 (한강수계관리위원회 (2006) 한강수계관리기금의 사업평가 및 중장기기금운용수립에 관한 연구)。
 漢江水系管理委員會 (2007) 漢江水系住民支援事業総合評価 (한강수계관리위원회 (2007) 한강수계주민지원사업종합평가)。

—日本語文献—

- 川勝健志 (2006) 「環境政策の政府間機能配分論—地方環境税を中心に」『経済政策ジャーナル』第 4 巻第 1 号, pp.85-111。
 高井正 (2005) 「地方における森林環境税制を巡る議論の動向—神奈川県の水源地環境税構想を素材として」『中央大学社会科学研究所年報』中央大学出版部 pp.124-141。
 服部民夫 (1993) 「韓国—大邱水質汚染事故」小島麗逸・藤崎成昭 (編) 『開発と環境—東アジアの経験』アジア経済研究所, pp.113-138。
 藤田香 (2005) 「持続可能な流域管理のための費用負担と参加—日本における水源環境税の導入過程からの示唆」『アジア研ワールド・トレンド』第 122 号 11 月, pp.31-35。
 — (2007) 「サステイナブル社会と環境政策—森林環境税を素材として」『サステイナブル社会と公共政策』関西大学研究双書第 143 冊, pp.103-147。
 — (2008) 「流域ガバナンスのための費用負担と参加—日本における森林・水源環境税の課題」大塚健司編 (2008) 『流域ガバナンス—中国・日本の課題と国際協力の展望』アジア経済研究所 (アジア研選書 9), pp. 173 - 213。
 諸富徹 (2008) 「地方環境税としての水源税の根拠と制度設計」『水環境学会誌』第 31 巻 4 月号, pp.178 - 181。